

第 73 号議案

指定管理者の指定の件（新開地アートひろば）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

新開地アートひろば

2 指定管理者

神戸市中央区楠町4丁目2番2号

公益財団法人神戸市民文化振興財団

代表理事 服部 孝司

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

理 由

新開地アートひろばの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

新開地アートひろば の指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

新開地アートひろば（旧称：神戸アートビレッジセンター）

2. 指定管理者

神戸市中央区楠町4丁目2番2号
公益財団法人 神戸市民文化振興財団
代表理事 服部 孝司

3. 指定期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

4. 令和5年度予定額

136,730千円

5. 債務負担行為

期間：令和4年度～令和9年度 限度額：685,000千円

6. 選定までのスケジュール

提案書類受付期限 令和4年9月1日（木）
選定評価委員会 令和4年9月16日（金）

7. 選定理由

今回の新開地アートひろばの指定管理者候補者の選定にあたっては、1団体から応募があり、提案内容について審査を行った。

候補者からは、新開地アートひろばの設置目的、社会的使命を果たすために、どのような方針、組織、人員配置等をもって当該施設を運営し、事業を企画・実施していくのかということについて提案をいただいた。

候補者は、新開地アートひろばの業務内容に対し深い理解を有しており、安定的な施設管理運営が期待されるとともに、リニューアルの趣旨を踏まえ、子育て世帯をはじめ多様な人々が集える地域の文化活動拠点として「あそび場」をテーマに多彩なイベントの実施や、地域団体との連携事業の実施などの提案について高い評価を獲得した。

また、収支計画についても、実現可能な計画であった。

以上について審査項目にしたがって評価した結果、候補者の提案が、指定管理者候補者としての業務遂行能力を有するものであるという結論を得た。

8. 評価基準・評価結果

審査項目	配点	得点
		候補者
応募者に関する項目	11	9.0
地域経済の活性化に関する項目	10	5.0
運営上の基本方針に関する項目	11	9.7
事業運営に関する項目	16	14.7
利用者へ提供するサービス内容に関する項目	38	35.7
収支計画	14	12.6
合 計	100	86.7

9. 応募団体（五十音順）

- ・公益財団法人 神戸市民文化振興財団

〔施設の概要〕

（1）設立趣旨

市民を取り巻く芸術その他の文化の発展を図るとともに、地域の振興に寄与するため、子どもをはじめとするあらゆる世代の人々の交流による芸術その他の文化の創造、育成及び情報発信の拠点として設置する。

（2）所在地

神戸市兵庫区新開地5丁目3番14号

（3）延床面積

4,341.16m²

（4）敷地面積

1,938.55㎡

(4) 施設内容

B1F : ギャラリー、スタジオ1・2・3

1F : コミュニティスペース、キッチンスペース、子どもスペース

2F : 多機能ホール、控室1、楽屋3

3F : 工房、会議室1・2

4F : 多目的稽古場1・2

(5) 開館時間

午前10時から午後10時

(6) 休館日

毎週火曜日、12月28日から翌年1月4日